

埋蔵文化財の取扱について

1. 埋蔵文化財と埋蔵文化財包蔵地

「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第 92 条第 1 項）のことを埋蔵文化財といいます。埋蔵文化財には、堅穴住居址や溝・土坑など、大地に刻みこまれた人間の営為の痕跡である遺構と、土器・石器などの遺物とがあります。

城跡や古墳などのように外形的に判断できるもののほか、土器などの遺物が採取できる、文献資料・伝説・口伝・学問的な調査研究・発掘調査等によって埋蔵文化財を包蔵すると認められる（推測される）土地を埋蔵文化財包蔵地（以下「包蔵地」）といいます。

2. 埋蔵文化財包蔵地台帳と遺跡地図

包蔵地は、その範囲、性格等を明示した「埋蔵文化財包蔵地台帳（＝遺跡台帳）」に登録されています。「埋蔵文化財包蔵地台帳」に登録されている包蔵地は「周知の遺跡」とも呼ばれ、土木工事など土地の改変に当たっては、文化財保護法に基づく手続きが必要な区域となります。「周知の遺跡」内における無届けの土地の改変は、法律で禁じられています。

「埋蔵文化財包蔵地台帳」及び包蔵地（遺跡）の位置を記した「遺跡地図」は、教育委員会教育総務課の窓口で閲覧することができます。

3. 埋蔵文化財保護手続きの流れ

ここでは一般的な流れを説明いたします。（事業展開等により各事項が前後したり、省略する場合もあります。）

（1）埋蔵文化財の有無の照会・窓口相談

土地の改変（土木工事など）を計画される事業者は、規模の大小、過去の届出や調査履歴にかかわらず、その区域が包蔵地であるかどうか、教育委員会教育総務課にご照会ください。

遺跡の照会は、文化財の保護および事業等を円滑に行うためにも、できるだけ早い時期に行ってください。

（2）土木工事に関する事前の協議

包蔵地内で予定されている土木工事の取扱について、教育委員会と協議していただきます。予定されている土木工事が開発に該当する場合は、開発指導要綱に基づく事前の協議（以下開発協議）をいたします。（開発協議は包蔵地外でも行います。）「遺跡」は出来るかぎり現状のまま保存することが望ましいという文化財保護の見地から、協議では、工事計画の一部又は全部の変更を含めてご相談させていただく場合もあります。

（３）文化財保護法に基づく事前の届出等

土木工事に関する事前の協議（開発協議を含む）が終了すると、文化財保護法に基づく法手続きに入ります。事業予定地が包蔵地に該当する場合は、文化財保護法第 93 条及び第 94 条の規定により文化庁長官より権限委任された神奈川県教育委員会教育長（以下、「県教育長」という。）への事前の届出が義務付けられています（原則工事着工の 60 日前）。届出の文書は町教育委員会教育総務課にご提出ください。届出の書式は同課、または町ホームページの申請書ダウンロードにもあります。

（４）試掘調査

93 条、94 条の届出の図面等に基づき、必要に応じ、教育委員会が遺跡の有無と範囲を確認する試掘調査を実施させていただきます。（過去の調査等により遺跡の状況が十分把握されている場合、図面により明らかに埋蔵文化財に影響が無いと思われる工事は実施しない場合もあります。）

これは、事業者からの依頼により、行政の費用負担で行われます。教育委員会では、試掘調査の結果をもとに、土地の改変に際した埋蔵文化財の取り扱いについて協議させていただきます。（２）と同様工事計画の一部又は全部の変更を含めてご相談させていただく場合もあります。

また、現況、包蔵地外であっても、その隣接地や埋蔵文化財が包蔵されていると推察される区域等につきましては、事業者との協議の上、試掘調査を実施させていただくことがあります。

*包蔵地以外の区域で土木工事等が行われ、工事中に遺跡の存在が新たに明らかになった（発見された）際には、文化庁長官に届出なければなりません。文化庁長官は、届出のあった遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、事業者に対し、期間及び区域を定めて、その現状変更の停止又は禁止を命ずることができ、工事が中断されることがあります（文化財保護法第 96 条）。このような状況を事前に防ぐためにも、包蔵地外での試掘の必要性があります。

（５）神奈川県教育委員会教育長の指示

文化庁長官より権限委任された県教育長は、事業者の届出に対し指示を出します。町教育委員会では、県教育長の指示に基づき、土木工事等に際した遺跡の具体的な取り扱いについて事業者と協議します。県教育長からの指示は、大きく分類しますと、次のケースです。

- A 工事に先立つ発掘調査の実施
- B 工事立会
- C 慎重工事

(6) A 工事に先立つ発掘調査の実施

試掘調査の結果、予定されている土木工事等により埋蔵文化財が破壊されることが予想され、県教育長より「工事に先立つ発掘調査の実施」の指示があった場合には、発掘調査を実施することとなります。この際調査体制および調査費用等は、原則土地の改変を行おうとする事業者の負担となっています。

発掘調査は、考古学の専門知識と経験を持つ人からなる発掘調査組織が実施することとなり、基本的に、神奈川県内民間調査組織一覧に掲載されている調査組織の中から選定します。

発掘にかかる費用は、現地・整理作業に伴う人件費、重機などの発掘機器関連経費、報告書刊行にともなう費用、その他発掘作業に必要な諸経費等となっています。発掘調査は事業の規模、遺跡の状況により、相当の期間を要することがありますので、事業計画の立案の際には、時間的猶予に御配慮ください。

事業者の費用負担で実施する発掘調査は、次の手順で行います。

(イ) 本格調査

教育委員会の試掘調査の結果、遺構の分布状況を把握したデータをもとに本格調査を実施します。本格調査の対象となるのは、原則、土木工事等による土地の改変（切土、盛土）によって遺跡に影響を及ぼすことが想定される区域です。また恒久建築物とされる道路も原則対象となります。

(ロ) 協議

本格調査の結果、歴史的に重要と考えられる遺構等が発見された場合には、その時点で、遺跡の取り扱いについて協議を行います。

(ハ) 整理作業及び調査報告書の刊行

現地調査で得られた資料等を整理・図化・分析し、その成果を発掘調査報告書として刊行します。この報告書の刊行をもって発掘調査は終了となります。

＊(イ) ないし(ロ) 終了後工事着工をお願いします。(ハ) の整理、報告書刊行は時間がかかるので、工事と平行か工事後になる場合もあります。

B 工事立会

届出図面や試掘調査等の結果により、埋蔵文化財に影響の無いと思われる工事の場合は、町教育委員会の職員による立合のもと工事着工となります。基礎等の掘削を要する工事の予定が決まりましたら事前にご連絡下さい。

C 慎重工事

過去に発掘調査が済んでいる場合や、遺跡が隠滅している場合は、埋蔵文化財に注意をしながら慎重に工事をお願いします。